

平成30年7月5日からの大雨被害に係る支援内容について
(実績数値は、特に記載のあるものを除き、全て7月11日時点の数値を記載)

1 県民・事業者への支援

(1) 県民向けの支援

① 住宅支援（一時入居受入れ）

住宅が被害を受け、避難している世帯を対象に提供

- ・ 被災者住宅支援窓口（相談窓口）を設置（7月9日）
県営住宅及び県公社賃貸住宅への申込み手続きや入居可能な公営住宅等に関する情報提供、被災者の住宅支援などに関する相談への対応
- ・ 相談件数 17件
- ・ 一時入居数16世帯、30人

※提供可能な県営住宅等：659戸（うち即入居可能戸数：355戸）

② 国民健康保険・後期高齢者医療制度関連

県から市町村等に対し、被保険者証が無い場合でも、医療機関窓口で氏名、生年月日を申し出ることによって受診が可能であることを7月9日に通知し、県HPにも掲載。

③ 介護保険制度関連

県から市町村等の保険者に対し、介護サービス事業所に被保険者証及び負担割合証が提示できない場合でも、氏名、住所、生年月日、負担割合を申し出ることによって、サービスが受けられることなど、柔軟な対応ができることを7月7日に通知し、県HPにも掲載。

④ 指定難病・小児慢性特定疾病・結核等医療制度関連

県から医師会、政令市等保健所設置市等に対し、受給者証等がない場合でも、医療機関窓口で氏名、生年月日、住所、受給者証等の交付を受けていることを申し出ることによって受診が可能であることを7月9日に通知し、県HPにも掲載。

⑤ 衛生対策及び熱中症予防

被災地では、食中毒や感染症発生が懸念されること、また、避難所等における気温の上昇により、熱中症に注意する必要があることから、これらの予防法を県HPに掲載。

⑥ 被災者支援情報の迅速かつ一元的な発信

災害対策本部設置時に、県ホームページを緊急版に切替。

発災直後は、降雨の状況や土砂災害の危険度情報など、身の安全を図るために必要な情報を集約して発信。

現在は、住宅、教育、医療等各分野の支援や、ボランティアの募集等の情報を発信中。

⑦ 教育支援

ア 児童生徒等から転入学の申し出があった場合、可能な限り弾力的な取扱いを行い、速やかに受入れ。

イ 義務教育諸学校への転入の場合には、平成30年度用教科書を無償給与。

- ウ 高等学校等就学支援金や高校生等奨学給付金の申請について、申請期間を延長するなど柔軟に対応。
- エ 私立高等学校等授業料軽減補助金の支給対象を拡大。
- オ 県立高校等への転入学における入学選考料及び入学料の免除並びに転入学後の授業料等の免除。
- カ 被災により家計が急変した奨学金の貸与を希望する生徒について事務を簡素化。
- キ 県立三大学において、授業料の免除。
- ク 被災児童生徒及び保護者への相談窓口の設置。
- ケ スクールカウンセラーによる児童生徒の心のケア。
- コ 被災児童が避難先で放課後児童クラブを利用する場合、避難先市町村での受け入れ等について県内市町村に協力依頼。
- ⑧ 災害に便乗した悪質商法被害の防止
 - ア 県消費生活センターホームページで注意を喚起。(7月9日掲載)
 - イ 市町村に対して注意喚起文書を発出。(7月9日発出)
- ⑨ 外国人への支援

県と(公財)福岡県国際交流センターは、7月6日に福岡県災害時多言語支援センターを設置し、被災市町村からの依頼による通訳・翻訳支援を実施。

併せて、県内外国人に向けて広く周知する必要がある災害関連情報の多言語による発信を行っている。

(2) 事業者向けの支援

- ① 農林水産業者に対する支援
 - ア 大雨後の農作物に対する技術対策情報を発出。(7月6日)
 - イ 大雨後の林業用苗木等に対する技術対策情報を発出。(7月10日)
 - ウ 被災農家に対し、被災状況に応じた栽培技術や経営相談など現地支援を実施。
 - エ 畜産農家に対し、冠水後の衛生対策を現地指導。今後、緊急消毒を実施。
 - オ 農業共済団体に対し、農作物等の被害に係る迅速かつ適切な損害評価の実施、共済金の早期支払いを要請。(7月6日)
 - カ 資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等、制度資金面からの支援制度について、市町村及び関係融資機関に周知。(7月9日)
 - キ 被災農林漁業者、関係団体、市町村向けの相談窓口を農林事務所、普及指導センター、農林業総合試験場、漁業管理課等に設置。(7月11日)
 - ク 農業・林業・水産業毎に、現時点で対応可能な支援制度について、県ホームページ及び相談窓口で情報を提供。(7月11日)
- ② 商工業者に対する支援

被災した中小企業を支援するため、関係機関と連携し、相談窓口を設置するとともに、この大雨災害を県制度融資「緊急経済対策資金」の「知事の指定する風水害」に指定。

これにより、今回の大雨災害により被災された中小企業に対し、「緊急経済対策資金」による低利融資を行い、災害からの復旧に向けた円滑な資金繰りを支援。併せて、既存の借入について、元金返済の一時的な猶予など返済条件の緩和措置を実施。

2 被災地への支援

(1) 災害義援金の受付

7月11日から9月28日まで、県庁1階ロビーと県内13か所の保健福祉（環境）事務所に義援金箱を設置。

なお、今回の義援金については、一定額を県内の被災市町村へ送金し、残額は日本赤十字社本社へ送金。日本赤十字社では都道府県の被害状況に応じ義援金を配分。

(2) 災害ボランティアの支援

- ① 災害ボランティアセンターや災害NPO・ボランティア団体に係る活動情報の収集とその発信
 - ② 久留米の大学をはじめとした県内大学等に依頼文書発出及び企業へ災害ボランティアの参加要請
 - ③ 被災地で活動を行うNPO、ボランティア団体による情報交換会の開催協力
- ※ 現在の災害ボランティアセンターの状況は、次のとおりである。

センター名	設置者	活動開始 (設置日)	募集範囲	活動内容
久留米市 災害ボランティアセンター	久留米市 社会福祉協議会	7月11日 (7月9日)	県内	・ 畳出し、水出し ・ 家具や室内のふき掃除 ・ 家具運搬 等
飯塚市 災害ボランティアセンター	飯塚市 社会福祉協議会	7月10日 (7月9日)	前日電話予約制 飯塚市及び近隣（筑豊エリア）	
嘉麻市 災害ボランティアセンター	嘉麻市 社会福祉協議会	7月10日 (7月9日)	登録制	

3 災害関連制度による支援

(1) 災害救助法及び被災者生活再建支援法の適用

① 災害救助法

- (適用市町村) 飯塚市
(法適用日) 平成30年7月5日
(支援の内容) 避難所の設置 等

② 被災者生活再建支援法

- (適用市町村) 飯塚市
(法適用日) 平成30年7月5日
(支援の内容) 住宅が全壊、大規模半壊した世帯に対し、被害程度に応じた「基礎支援金」及び再建方法に応じた「加算支援金」を支給
最大300万円（但し単身世帯は3/4）
(ア) 基礎支援金
全壊・解体100万円、大規模半壊50万円
(イ) 加算支援金
建設・購入200万円、補修100万円、賃借50万円

(2) 法に基づく支援制度

- ① 災害援護資金の貸付（災害弔慰金の支給等に関する法律）
（対象者） 災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた方
（貸付限度額） 350万円（※家財の損害、住居被害等により異なる。）
（利率） 年3%（据置期間の3年は無利子）
（償還期間） 10年（据置期間を含む）
（その他の要件） 所得制限あり、連帯保証人が必要
- ② 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給（災害弔慰金の支給等に関する法律）
市町村が、条例に基づき、対象者に支給

名 称	区 分	金 額
災害弔慰金 （給付）	生計維持者が死亡	500万円
	その他の者が死亡	250万円
災害障害見舞金 （給付）	生計維持者が重度障害	250万円
	その他の者が重度障害	125万円

(3) 県独自の支援制度

- ① 福岡県被災者生活再建支援金の支給
（適用市町村） 飯塚市以外の市町村
（支援の内容） 被災者生活再建支援法における支援と同一の支援内容
- ② 災害援護資金貸付金に係る利子補給制度
市町村が借受者に対し、利子補給を実施する場合に、県がその2分の1を助成。
- ③ 福岡県災害見舞金の支給
市町村を通じて、対象者に支給

区 分	被害の程度	金 額
住家被害	全壊・流失	10万円
	半壊	5万円
	床上浸水	3万円
人的被害	死者・行方不明者	20万円
	重傷者	最大10万円

※ 住家被害に関する見舞金は、1人世帯の場合1/2の額。

※ 人的被害に関する見舞金は、災害弔慰金又は災害障害見舞金の支給を受けた場合は支給しない。

4 他県への支援

(1) 救助活動

- ① 救急消防援助隊による救助活動（7月7日～）
派遣先：広島県
出動隊：福岡市消防局消防航空隊（1隊6名）
活動先及び活動内容：広島県呉市及び安芸郡坂町の偵察及び人命救助
※ 7月9日福岡空港帰投後、自県待機中

② 福岡県警察広域緊急援助隊による救助活動（7月8日～）

派遣先：広島県

派遣人員：54名

(2) 医療支援

① 福岡県災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣（7月9日～7月10日）

派遣先：広島県

派遣チーム数：12チーム

※本県DMATの現地活動は、7月10日ですべて終了。現時点で、DMATの追加派遣の要請はない。

② 日本赤十字社福岡県支部

リエゾン1名を日赤広島県支部に派遣（7月9日～）

救護班1班を三原赤十字病院（広島県三原市）に派遣（7月10日～）

③ 福岡県健康管理支援チームの派遣（7月10日～8月3日）

（派遣先）岡山県倉敷市及び総社市

（派遣職員）6名（1班3名体制・2班）を5～6日間交替で継続派遣

（活動内容）避難住民の健康チェック（血圧測定等）や健康相談、避難所の衛生対策等